

韓国・日本CDMワークショップ

ERINA調査研究部研究員 伊藤庄一

ワークショップ共催の背景

本年2月に京都議定書が発効し、CDM（クリーン開発メカニズム）、JI（共同実施）およびET（排出権取引）といった、いわゆる京都メカニズムを活用し、京都議定書で定められた義務の達成および新たなビジネスチャンスの獲得を図ろうとする動きが世界各地で活発化しつつある。日本は、温室効果ガス（GHG）を6%（基準年である1990年比）削減する義務を負っているが、産業界や家庭部門における自助努力だけでは同義務の達成が非常に難しくなってきた現在、ますます京都メカニズムを活用することが重要になりつつある。

9月29日、ソウルにおいて韓国エネルギー管理公団（KEMCO）とERINAの共催による「韓国・日本CDMワークショップ」が開催された。両者は、北東アジア地域内における環境協力を目指した情報交換をかねてから続けており、2004年と2005年の北東アジア経済会議（於新潟）における環境専門家会合には、KEMCO代表者の参加・協力を得てきた。CDMを1つのツールとした環境ビジネスの発掘を通じて、隣国同士で力を合わせ、北東アジア地域内の環境協りに結びつけることを目指したいという点で、ERINAとKEMCOは意気投合した。同目的をもう少し具体的に示せば、次の3点となる。

両国における政府機関および民間企業のCDMに対する取組み、ならびにCDMプロジェクトへのファイナンス方法に関する最新情報の交換。

両国の気候変動政策の比較および情報交換。

韓国における潜在的CDM案件を巡る両国間協力関係の模索。

ちなみに、日本と韓国の間では、蔚山市におけるHFC破壊事業が最初のCDMプロジェクトとして本年5月に国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）CDM理事会で正式承認されたのに続き、7月には日本政府が温山における亜酸化窒素放出削減プロジェクトをCDMプロジェクトとして正式承認致した。韓国側関係者によれば、後者も間もなく韓国政府の正式承認を得て、プロジェクト提案書及び関連書類が国連CDM理事会に送られる見通しである。

第1セッション：気候変動対策とCDMの現況

本セッションでは、日韓両国の気候変動対策の紹介および世界のCDM市場の概況説明が行われた。筆者は、日本の気候変動対策の変遷および日本における温室効果ガスの排出状況・傾向を説明した後、「京都議定書目標達成計画（以下、「達成計画」と略）（2005年4月発表）」の概要ならびに京都メカニズムの積極的活用に向けた日本の戦略に関する報告を行った。報告の主な骨子は、以下の3点であった。

本年「達成計画」が発表された背景として、「地球温暖化対策推進大綱（1998年、改訂版は2002年に発表）に基づく現状対策のみでは2010年までに日本のGHG排出量が基準年比6%増になってしまう懸念があったこと。

「達成計画」では基本的施策として4項目（気候変動枠組み条約及び京都議定書に基づくGHG排出量・吸収量の算定のための国内体制の整備、地球温暖化対策技術開発の促進、気候変動に係る研究の推進および観測・監督体制の強化、地球温暖化対策の国際的連携の確保）に重点が置かれていること。

京都メカニズムを本格的に活用するにあたり、CDMの国際ルール改善の余地として、追加性（additionality）立証における困難性の克服および省エネルギー分野のCDMプロジェクト化を容易化する必要性があること。

続いて、Oh Dae-Gyun氏（KEMCO気候変動緩和プロジェクトセンター）からは、韓国における低炭素需要・供給システムを通じたGHG排出量削減を目指し、官民協力体制の構築が進展しつつあることが紹介された。現在、韓国では企業別・部門別自主削減努力が行われており、政府としてもその為の教育・広報活動に力を入れているということであった。さらに、2004年12月には「エネルギー強度（energy intensity）改善に向けた3ヵ年計画」が採択され、2005～2007年の間にエネルギー効率の8.6%向上が目指されることになったが、その具体的施策が紹介された。

Ha Gyung-Ae氏 (CDMチーム・コーディネーター)は、世界におけるCDM市場の現況報告を行った。2005年9月までに世界各地から提案されたCDMプロジェクトの半分以上は電力部門であり、なかでも再生可能エネルギープロジェクトは数の上で最も多いが、GHG削減量全体の20%に過ぎない。他方で相対的にコスト安である一酸化二窒素(N₂O)やハイドロフルオロカーボン類(HFCs)関連のCDMプロジェクトは、ときに年間1,000万CER(CDM実施によって生じた排出削減量に基づくクレジット)にも達することもある。その理由ならびにCDMプロジェクト数を国別に見た場合にインドとブラジルだけで全体の5割弱を占めている理由の背景説明がなされた。

第2セッション：日韓の間における潜在的CDMプロジェクト

本セッションでは、日本側から3名が前半でCDMプロジェクトの発掘・成立をめぐるこれまでの経験を、後半では韓国側から4名が潜在的CDMプロジェクト候補を紹介した。

栗原仁氏(JCF：日本カーボンファイナンス株式会社開発部)からは、JCFが国際協力銀行や政策投資銀行という2つの政府系金融機関や大手民間企業31社が主体となって設立された背景と目的の紹介、CDM案件の発掘・成立に必要なプロジェクト設計書(PDD)の作成や審査(validation)、初期段階での検証(initial verification)などの準備過程における資金の拠出方法、そしてCERの購入及び排出権削減量に対する先払い(Upfront Payment)等のメカニズムについて詳しい説明が行われた。また、CDMプロジェクトを開拓・実施していく際に生じ易い様々な種類のリスク問題について説明がなされた。

波多野順治氏(三菱証券株式会社クリーン・エネルギー・ファイナンス委員会)は、CDMによってもたらされる排出削減量をめぐる需給バランスの問題と価格設定の問題を幾つかの具体的事例に触れながら報告した。さらに、個々のCDM案件が国連CDM理事会によって承認される際の大きな条件である「追加性(additionality：仮に当該のCDM案件以外の手段が運用された場合に想定され得るGHG削減量を、同案件による削減量が上回る分量のこと)」の問題や同問題をクリアする際に留意すべき点に関する説明が行われた。

田森行男氏(財団法人日本品質保証機構(JQA)CDM事業部)は、CDMプロジェクトが発掘から所定の複雑な手続きを経て成立に至るプロセスの中で、DOE(Designated Operational Entity：指定運営組織)が果たす

役割に関し、特に当該プロジェクトの審査メカニズムをめぐる諸問題に焦点を当てつつ、日本のDOEとしてのJQAの経験を紹介した。

Lim In-Cheol氏(ソウルマリン株式会社)は、韓国における太陽光発電導入に伴うCDM案件発掘の潜在的可能性について報告した。同氏は、現在韓国で太陽光発電の普及率が伸び始めている背景として、導入コストの70%を政府が負担していることや税制上の優遇措置が取られていることの2点を指摘した。日本とのCDMプロジェクト発掘が有望な理由として、日射条件や価格面で日本よりも韓国の住宅事情の方が総じて好条件であることや、日本が世界の太陽光発電利用のおよそ半分を占めていることの利点が挙げられた。

Won Sung-Hee氏(株式会社LG商事環境保全チーム)は、羅州市における工業燃料(石炭及び石油類)から天然ガスに転換するプロジェクトを具体的なCDM案件候補として紹介した。同氏は、この燃料転換方式が2004年に国連CDM理事会で正式な方法論として承認されたことや、「追加性」の確保問題をクリアできる可能性が高いことを強調した。同社の試算によれば、本CDMプロジェクトが実現する際には、2012年までに10万7,918CO₂換算トンが削減され、仮にCO₂1トンあたり6ドルで計算すると総額64万7,000ドル相当のクレジット売却が見込まれると言う。

Kim Kwang-Kyu氏(韓国南部発電株式会社建設課)は、風力発電をめぐる日韓CDMプロジェクトの可能性を披露した。風力発電を通じたCDM案件発掘の可能性について、再生可能エネルギーからの送電を普及・増大させることが既にACM(Approved Consolidated Methodology：承認済み統合化方法論)の1つとして確立していることに加え、環境保全や経済性、技術面の各分野において追加性が十分に見込まれることが報告された。

Jung Jae-Ho氏(現代自動車株式会社)は、同社が環境(天)・人・社会(地)という3者間の調和を企業理念に基づき、ハイブリッド車や燃料電池車など環境に優しい自動車の製造を目指していることを力説した。同氏からは、有望な具体的CDM案件の1つとして、同社蔚山工場での自動車塗装の工程におけるエネルギー効率改善プロジェクトが挙げられた。

まとめ

今回のワークショップには、韓国の官界、産業界および研究機関の専門家が約100名参加した。2つのセッション終了後、Shin Sung-Ghul氏(韓国エネルギー研究所政策研究室)が司会を務め、日本側報告者全員とフロアの間で交

わされた活発な議論は、次の3点に集約されよう。

米国が本年7月27日に発表した、米国、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア6カ国から成る地球温暖化対策を目指した「アジア太平洋パートナーシップ」と米国やオーストラリアが未批准の京都議定書との関係の整合性と展望。

第11回気候変動枠組み条約締約国会議（通称「COP11」、11月28日～12月9日開催）以降に議論が本格化するポスト京都議定書時代を目指した国際枠組みの中で想定される韓国の位置付け（即ち、2013年以降の第2約束期間においても、ハイテク技術が進みOECDのメンバーでもある韓国が発展途上国が集約される非付属書 国のカテゴリーに止まり続けるのかという疑問点）。

世界的な省エネ技術を誇る日本と韓国が京都メカニズムを1つの手段として両国共同による国際貢献を果たし得る可能性。

以上3つの問題意識を踏まえ、筆者は、ポスト京都議定書時代においては、第1約束期間にEUが1つの地域単位としてのGHG削減効果（環境保全と新ビジネス促進の双方）を達成しつつある点を参考にしつつ、日本と韓国がエネルギー需要の増大に伴いGHG排出量も急増しつつある中国を内包する北東アジアを1つの地域単位として捉え直すことにより、地域単位でGHG削減努力目標を設定することを国際社会に提言し、この点を十分に活かすことが出来な
いか真剣に検討すべき時期に来ていることを指摘した。さらに筆者は、北東アジア地域内の環境協力・環境ビジネスの促進を図る上でも、同じく新エネルギー開発をめぐる先進技術を誇る米国の存在は大きく、米国が唱え始めた「アジア太平洋パートナーシップ」は、ポスト京都議定書時代の国際枠組みの中で有機的に捉えられるべきである点を強調した。